

令和7年度（令和8年4月1日採用予定）  
地域おこし協力隊（会計年度任用職員）募集要項

令和7年11月4日

## 1 構造の背景

竹細工工人の歴史は、1716年～1736年（江戸・享保年間）ごろ、岩出山第4代城主・伊達村泰公が京都から職人を招き、武士の手仕事として奨励したことに始まり、現在まで岩出山地域に受け継がれてきました。

かつては旧岩出山町の全戸の約6割がしの竹細工に関わっていたとされますが、生活様式の変化や安価な輸入品の普及により、主力製品である「ざる」や「かご」の需要は減少。現在では専門販売店も2店舗のみとなり、産業として大きく縮小しています。加えて、生業としてしの竹細工に従事する人はおらず、制作者の多くが高齢化しており、後継者もいない状況です。

こうした中で、地域の貴重な伝統産業であるしの竹細工を守り、後世に継承していくためには、新たな人材を確保し、技術の継承と販路の拡大に向けた取り組みを進めることができます。これにより、地域に根ざした持続可能な伝統文化の継承を図っていきます。

## 2 業務名・募集人数等

No.	業務名	主な活動場所	募集人数
1	伝統工芸（岩出山しの竹細工）振興業務	大崎市竹工芸館	1人

## 3 活動内容

<1年目>	<ul style="list-style-type: none"><li>①技術等習得（しの竹細工）<ul style="list-style-type: none"><li>↳しの竹細工基礎技能の習得</li><li>↳年度成果作品の作成</li></ul></li><li>②各種実態調査の実施<ul style="list-style-type: none"><li>↳しの竹細工を取り巻く現状の調査（生産者数、生産量、生産額等）</li><li>↳しの竹細工に関する市場調査（流通経路、販路等）</li><li>↳他の伝統的工芸品の調査（県内の国指定、県指定伝統的工芸品の調査等）</li><li>↳起業に向けた調査（地域内の空き店舗、市場規模等）</li></ul></li><li>③情報発信<ul style="list-style-type: none"><li>↳地域行事等（政宗公まつり、全国こけし祭り等）に参加</li><li>↳SNSの開設</li><li>↳県地域おこし協力隊フェスへの出展</li></ul></li><li>④その他<ul style="list-style-type: none"><li>↳活動日報の作成</li><li>↳活動報告書の作成</li><li>↳地域おこし協力隊活動報告会での活動報告</li></ul></li></ul>
-------	---

<2年目>	<p>①技術等習得（しの竹細工）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳しの竹細工技能の習得</li> <li>↳年度成果作品の作成</li> </ul> <p>②各種検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳しの竹細工を取り巻く課題解決の検討</li> <li>↳しの竹細工に関する販路拡大への検討</li> <li>↳他の伝統的工芸品（鳴子こけし、鳴子漆器等）等とのコラボレーションの可能性検討（伝統的工芸品産地の団体、作家へのヒアリング等）</li> </ul> <p>③起業に向けた調査、準備</p> <p>④情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳地域行事等（政宗公まつり、全国こけし祭り等）に参加</li> <li>↳SNS、チラシ、広報紙などでの発信を月2回以上</li> <li>↳県地域おこし協力隊フェスへの出展</li> </ul> <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳活動日報の作成</li> <li>↳活動報告書の作成</li> <li>↳地域おこし協力隊活動報告会での活動報告</li> </ul>
<3年目>	<p>①技術等習得（しの竹細工）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳しの竹細工技能の習熟</li> <li>↳卒業記念作品の作成</li> </ul> <p>②各種取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳しの竹細工を取り巻く課題解決へ向けた取り組み</li> <li>↳しの竹細工に関する販路拡大への取り組み</li> <li>↳他の伝統的工芸品（鳴子こけし、鳴子漆器等）等とのコラボ製品の開発</li> </ul> <p>③起業に向けた準備</p> <p>④情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳地域行事等（政宗公まつり、全国こけし祭り等）に参加</li> <li>↳SNS、チラシ、広報紙などでの発信を月2回以上</li> <li>↳県地域おこし協力隊フェスへの出展</li> </ul> <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳活動日報の作成</li> <li>↳活動報告書の作成</li> <li>↳地域おこし協力隊活動報告会での活動報告</li> </ul>

#### 4 応募の条件

応募資格 (応募する全ての方が満たす必要があります。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域おこし協力隊の地域要件を満たす方 (ご不明な場合は問い合わせください。)</li><li>・採用決定後、生活の拠点を大崎市に移すとともに大崎市に住民票を異動することができる方</li><li>・心身ともに健康な方</li><li>・地域の活性化に意欲がある方</li><li>・任期終了後も大崎市に定住する意思のある方</li><li>・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事由に該当しない方</li><li>・普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方</li></ul>
--------------------------------	---

#### 5 居住可能地域

転入前の居住地により、大崎市内に転入した後の居住可能地域が異なります。

転入前居住地域	居住可能地域
<ul style="list-style-type: none"><li>・3大都市圏内（※1）の都市地域</li><li>・3大都市圏外の指定都市</li><li>・3大都市圏内の一部条件不利地域（※2）</li></ul> <p>※転出地が条件不利区域外に限る</p>	大崎市内全域
<ul style="list-style-type: none"><li>・3大都市圏外の一部条件不利地域</li></ul> <p>※転出地が条件不利区域外に限る</p>	岩出山、鳴子温泉、田尻

※1・・・「3大都市圏内」とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう

※2・・・「条件不利地域」とは主に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）における過疎地域として公示された市町村をいう

#### 6 雇用形態

大崎市の会計年度任用職員として大崎市長が任用します。

任用期間は、令和8年度の任用日から令和9年3月31日までとし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、最長3年間活動を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

#### 7 報酬

201,400円/月

※別途、年2回の期末・勤勉手当あり（4,600円/年）

基準日の6ヶ月以内の期間における在職期間に応じて減額となります。

上記の報酬額は募集時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## 8 勤務条件

勤務地	<ul style="list-style-type: none"><li>・大崎市竹工芸館 (宮城県大崎市岩出山二ノ構115番地)</li><li>・岩出山総合支所地域振興課内 (宮城県大崎市岩出山船場21番地)</li><li>・研修等のため大崎市外で活動をすることもあります。</li></ul>	
勤務時間	9：00～17：00（うち休憩1時間）	
活動日数	原則、月曜日から金曜日の週5日（35時間）	
休日・休暇	<p>土曜日、日曜日、祝日、年末年始</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・イベントや研修等で休日出勤が発生する場合は、別日に振替となります。</li><li>・年次有給休暇を利用することができます。</li><li>・夏季休暇など年次有給休暇以外の休暇を利用することができます。</li></ul>	
待遇・福利厚生	住居	<ul style="list-style-type: none"><li>・住居は予算の範囲内で市で借り上げ、無償で貸与します。</li><li>・住居に係る光熱水費等は自己負担とします。</li><li>・転居に係る旅費や経費については自己負担とします。</li></ul>
	活動経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動に使用するパソコンは市が貸与します。</li><li>・活動に使用する車両は市の公用車となります。なお、通勤や日常生活には自家用車をご利用ください。</li><li>・その他、活動のために必要な消耗品費や出張費については予算の範囲内で市が負担します。</li></ul>
	社会保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険（共済保険）</li><li>・厚生年金保険加入</li><li>・雇用保険加入</li><li>・非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入</li></ul>
	副業	<ul style="list-style-type: none"><li>・可（ただし市と協議が必要）</li></ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・携帯電話やネット環境等の通信費は自己負担とします。</li></ul>

※上記は初年度の勤務条件となります。2年目以降は、本人と協議した上で、勤務条件を決定します。

## 9 応募手続き等

下記の書類をメールにてお送りください。

- ・大崎市地域おこし協力隊応募用紙 : 様式指定（P D F形式 縦）
- ・現住所の住民票の抄本 : 1カ月以内のもの（P D F形式又はJ P E G形式）

※必ずメールでご提出いただくようにお願いします。

### 申込・問い合わせ先

#### (地域おこし協力隊制度・応募方法等)

大崎市市民協働推進部政策課（地域おこし協力隊担当）

TEL : 0229-23-2129

E-mail : seisaku@city.osaki.miyagi.jp

#### (業務内容)

大崎市岩出山総合支所地域振興課

TEL : 0229-72-1211

E-mail : i-chiiki@city.osaki.miyagi.jp

## 10 選考の方法

区分	項目	提出期日及び試験日時	合格発表
一次試験	書類選考 ・応募資格 ・応募動機等	提出期日 令和7年12月19日（金） 17時	収受後、概ね7日以内にEメールでお知らせいたします。 ※選考理由はお答えしません。
二次試験	個別面接	試験日時 令和8年 1月23日（金） 開催場所・方法：大崎市役所 (40分程度)	試験後、概ね7日以内にEメールでお知らせいたします。

※交通費等に関しては自己負担とします。

## 11 その他

### (1) 事前相談<任意>

ご不明な点がありましたら、メールまたは電話等でお気軽に問い合わせください。

応募資格、居住地、勤務条件、活動内容などについて、丁寧にご説明いたします。

### (2) 現地見学<任意>

活動内容とのミスマッチを防ぐためにも、ぜひ一度現地を訪問いただき、担当者や現役の地域おこし協力隊と顔合わせされることをおすすめします。

地域や活動地の様子を実際にご自身の目でご確認いただき、不明点やご不安な点など、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

現地見学をご希望の方は、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

※現地見学にかかる交通費・宿泊費等は自己負担となります。